

子育て家庭優待事業が始まります

～優待カード「はぐみんカード」を配布～



【問】子育て支援課 ☎(28)9022

市では、3月1日(土)から「子育て家庭優待事業」を県と協働で開始します。市が配布する優待カード「はぐみんカード」を県内の協賛店舗等で提示すると、さまざまな特典を受けられます。

配布対象

市内在住の18歳未満の子ども（18歳到達後の最初の3月31日まで有効）と妊娠中の方です。

配布方法

▽市内の小中学校、養護学校、ろう学校、保育園・幼稚園に通う子どもには各学校などで2月中に配布
▽右記以外の対象者は、2月25日(月)以降に対象者であると分かるもの（乳幼児医療費受給者証・生徒手帳・母子健康手帳・健康保険証など）を持参の上、一宮庁舎子育て支援課、尾西・木曾川庁舎窓口課、出張所、保健センター
※2月25日(月)以降に母子健康手帳の交付を受ける方は交付時に配布

協賛店舗

子育て家庭優待事業に協賛する店舗等の店頭にて、特典内容が書かれた「はぐみん優待シヨップ」のステッカーが掲示されます。市内の協賛店舗等の一覧表は、カードと併せて配布します。2月25日(月)以降に市や県のホームページでもご覧になれます。

(仮称)自治基本条例を考える会 委員を募集



まちづくりのルールや仕組みを考えてみませんか

自治基本条例は、まちづくりの基本的な理念・原則、役割分担、仕組みなどを明文化する条例です。まちづくりの基本となる条例として、市では策定準備を進めています。

そこで、(仮称)自治基本条例の策定にあたり、条例に盛り込むべき項目や内容を検討する会議の委員を募集します。

- ▼応募資格/市内在住・在勤・在学で平成2年2月2日以前に生まれた方
- ▼仕事内容/20年3月～21年3月の平日の夜間または土・日曜日に月2～3回開催する会議、意見交換会などに出席
- ▼募集人数/40人
- ▼謝礼/なし
- ▼応募方法/2月20日(水)(消印有効)までに、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・コメントを記入し、郵送・ファクス・電子メール(〒491-8501 一宮庁舎企画政策課、☎(73)9128, kikakuseisaku@city.ichinomiya.lg.jp)
- ▼コメント/「わたしが考える市民参加のルールや仕組みづくり」をテーマに400字程度
- ▼その他/選考結果は全員に通知。1回目の会議は3月16日(日)の午後に開催予定

【問】企画政策課 ☎(28)8952

国民健康保険税の納期などが

20年度から変わります

納期を変更します

20年度からは仮算定を廃止し、納期を変更します。これまでは仮算定として第1・2期にそれぞれ前年の年税額の8分の1を納付し、第3期に年税額の算出と精算（本算定）を行っていましたが、第1期に本算定を行います。20年度からは7月～翌年2月の8回に分けて1年度分を納付することになります（左表）。納め方はこれまでどおり、納付書または指定の口座からの振り替

えとなります。年金からの天引き（特別徴収）を行わない世帯すべてが対象です。

年金からの天引きに変わる方

20年度から次の世帯の国民健康保険税は原則、世帯主の受給している年金からの天引き（特別徴収）になります。対象の方には4月上旬までに通知します。

20年度から	
期別	納期
第1期	7月(本算定)
第2期	8月
第3期	9月
第4期	10月
第5期	11月
第6期	12月
第7期	1月
第8期	2月

■納期

19年度まで	
期別	納期
第1期	5月(仮算定)
第2期	7月
第3期	9月(本算定)
第4期	10月
第5期	11月
第6期	12月
第7期	1月
第8期	2月



▼対象／次の①②の両方に該当する世帯
 ①65歳～74歳の方だけが国民健康保険に加入している
 ②世帯主が年金受給者であり、国民健康保険に加入している
 ▼納付方法／1年度分を4月～翌年2月の6回、年金から天引き（4・6・8月は仮納付額を、10月・12月・翌年2月は算出した年間税額の残額を天引き）
 ※世帯主の年金受給額や65歳未満の方の資格異動で、天引きできない場合や年度途中で納め方が切り替わる場合もあります。なお年度途中で納め方が切り替わる時は通知します。

【問】保険年金課 ☎(28)9012

市民意見提出制度

市民の皆さんから意見を募集し、寄せられた意見を参考にして最終案を決定するとともに、寄せられた意見への市の考え方を公表します。素案は市ホームページ、市資料コーナー（一宮・尾西・木曾川庁舎1階）などで募集期間中閲覧できます。

意見募集

一宮市民が選ぶ市民活動に対する支援に関する条例

【問】地域ふれあい課 ☎(28)8954

市民活動には市民の理解や参加が欠かせません。市民活動を支援するため、市民の声を直接反映できる制度の条例案を作成しました。

▼募集期間／2月4日(月)～3月7日(金)(必着)

▼提出方法／持参または郵送(〒491-8501 一宮庁舎地域ふれあい課)・ファクス(☎73-9129)・電子メール(chiikifureai@city.ichinomiya.lg.jp)

路上等での喫煙等の防止に関する条例 最終案を公表

【問】清掃対策課 ☎(45)7004

意見を募集したところ、29件の意見がありました。最終案は2月25日(月)から市ホームページ、市資料コーナー（一宮・尾西・木曾川庁舎1階）で閲覧できます。なお意見に対する市の考え方も閲覧できます。この最終案を3月議会に提出します。

環境センターの開場日とごみ処理手数料を

4月から変更します

土曜日は持ち込みできなくなります

4月から環境センターの開場日を変更します。月～金曜日は祝休日も開場し、土・日曜日、5月3日～5日、12月29日～1月3日は休場します。このため土曜日はごみの持ち込みができなくなります。

▼持ち込みできる日／月～金曜日(祝休日も可)

▼受付時間／午前8時45分～正午、午後1時～4時30分

▼20年度の休場日／土・日曜日、5月3日(祝)～5日(祝)、12月29日(月)～21年1月3日(土)

ごみ処理手数料

環境センターへごみを持ち込むときの、ごみ処理手数料は4月1日(火)から10kgごと150円に変更します。

【問】環境センター ☎(45)7004

尾西清掃事業所への燃えるごみの持ち込みは2月29日(金)までです。3月以降、ごみの持ち込みはできません。

【問】尾西清掃事業所 ☎(62)3001